

第1回淀川流域治水協議会

会議方法	書面会議
資料配付	令和2年8月28日
意見集約	令和2年9月4日
参加者	別添の名簿のとおり

議事概要

① 淀川流域治水協議会の設立趣旨、規約、枠組み（本会、分会）、構成員について、会議資料の案のとおりで了承された。

② 淀川水系流域治水プロジェクト策定に向けた今年度のスケジュールについて、会議資料の案のとおりで了承された。

③ 会議資料に対する各構成員からの主な意見は以下のとおり。

（京都府）

- ・ 下水道管理者他、様々な主体への働きかけを行い、流域治水プロジェクトに流域対策を盛り込んでいくべき。
- ・ 流域治水プロジェクトによって治水安全度がどのように向上するのか、プロジェクトの効果が示せるようにすべき。
- ・ 様々な主体による流域治水対策を担保できるよう、予算の安定的確保をはかるべき。

（大阪府）

- ・ 今回、淀川流域治水協議会は国土交通省が所管する河川・下水部局を構成員とした組織として設立されたが、流域治水プロジェクトは国・都道府県・市町村・企業・住民など、あらゆる関係者により策定すると聞いている。この実現に向け、あらゆる関係者が参画し、積極的に議論できるような「協議会運営」を強く希望する。このため、協議会の構成についてはプロジェクトの検討状況に応じて柔軟な変更をお願いしたい。

- ・大阪府では、ため池の治水活用を積極的に推進しており、農林部局との連携が重要となっている。国におかれましては、このような部局横断的な施策が円滑に進むよう、国土交通省内（都市局、住宅局等）の連携はもとより、国土交通省の枠組みを超えた、農林水産省など「他省庁との連携」をよろしくお願いしたい。

（兵庫県）

- ・兵庫県では、総合治水条例に基づき、県下 11 地域ごとに定めた「地域総合治水推進計画」により総合治水を推進していることから、住民等が混乱しないよう「流域治水プロジェクト」についてわかり易く周知いただくとともに、取組みが効率的に進むよう配慮願う。

（大阪市）

- ・水系としての治水安全度を高めるためには、既存の河川管理施設の機能や河道の流下能力を確保し続けることが大前提であり、河川整備計画においても位置付けられているところである。このため、今後の河川整備工事と並んで、機能維持に関する対策についても、流域治水プロジェクトに位置付けることが相応しいと考える。

以上